

議員（中野 一郎）

お早うございます。5番 中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問致します。

まず1番目がコロナ禍の副町長及び管理職の役割について、2つ目が外国語指導助手、これはALTと言いますが、ALTの課題について、3番目が地域活性化を目指したソーシャルメディアの活用について、以上3点について質問申し上げます。

まず、1番目のコロナ禍の副町長及び管理職の役割についてということで、まず管理職の役割についてお伺いします。

コロナ禍に役場の職員の仕事は増えているでしょうか、減っているでしょうか。部署にもよると思いますが、物すごく増えている部署と変わらない部署、減っている部署に分かれると思います。

そこで、管理職の役割を少し考えてみたいと思います。職員のモチベーションを上げ下げするのは決して職員個人の問題だけではなく、組織にも問題があります。組織のリーダー、町長、副町長、教育長、課長の一言、働きかけが職員のモチベーションに大きく作用します。不平ばかり言っているといじめが発生します。上司から部下へのいじめは連鎖して、いじめられた職員は家に帰って妻や夫をいじめ、妻や夫は子供をいじめ、子供は猫をいじめ、猫はネズミをいじめ、ネズミは最初にいじめた人の家の服をかじるといような私の考えた負の連鎖にもなります。もちろん職員が私生活で課題を抱え、モチベーションを下げている場合もあります。そんな時、相談に乗るのも管理職の役割です。勤務状況が不規則になっていないか、仕事に集中出来ず事故やミスが増えていないかなど職員の変化に気づいたら、何か困っていることはないかと声を掛けてみてはどうでしょうか。

現状は、コロナ禍で思うようにコミュニケーションが取れていない、コミュニケーションの機会は減少し、会議やミーティングも短時間で行わなくてはならず、イベントや飲み会も開けないのが現状ではないでしょうか。もっとも、短時間で会議やミーティングの目的を達成出来るよう、あらかじめ目的を共有する、目的に沿った資料を整える、事前に資料を読み込んでおく。こうすれば、これまでの冗長的な会議を無駄なく効率的にすることが出来ます。しかし、新人については集合研修が不足して仲間づくりも出来ず、職場に相談相手もないのではないのでしょうか。孤立してしまわないよう、最大限の配慮が必要だと思います。

コロナ禍において、管理者に対して課長会等でどのような考えでどのような指示を出しているか、まず町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の管理職の役割についてのご質問に答弁をさせていただきます。

日頃から課長会などで管理職は業務管理と人事管理を行うことが仕事であるため、業務がスムーズに遂行出来るように普段からコミュニケーションを取り、情報共有を行

うことの重要性やそれぞれの職員の考え方や思いをよく聞いて、それぞれの職員に応じた適切な指導助言を行い、人材育成に努めるようにと話をしております。

また、組織として、それぞれの担当業務の必要性や重要性を認識して、職員全員が必要な存在であることを伝えることや業務を遂行する中で、状況や職員の性格に応じて叱咤激励を行い、普段と様子の違う職員がいないか精神状態や健康面に気を配り、全員が話しやすい雰囲気を作ることが職員のモチベーションを保つ上で重要であり、管理職の役割であると考えております。

私自身も、時間のある時には、普段接することの少ない若手職員と個人面談を行い、今悩んでいることや困っていることを聞くなど、出来るだけ多くの職員とコミュニケーションを取るようにしております。このことは、消防職員、幼稚園職員、それから健康センターの職員とか、全ての職員と今までは2年に1回くらい個人面談をさせて頂いて、そして悩みや、また今どんなことを考えてるのか、どういう風なことを思いながら仕事をやっているのか、そういう個人的なことも含めて、1対1で時間を取って頂いて職員と話しております。そういう中で、普段気づけなかったこともたくさん聞かされました。悩みとか職員間での軋轢とか、そういうことも色々と聞きましたので、その都度解決をしてまいっております。これからもこのような個人の面談は続けていこうと考えております。

また、現在も集合研修や歓送迎会等が出来ない状況であるため、職場で孤立する人が出ないように新規採用職員や人事異動で新たに配属された職員には特に積極的にコミュニケーションを取るようにして、職員の様子が普段と違ったら声を掛けて、管理職として相談に乗ってあげられるような環境づくり、雰囲気づくりを行うように、これまで以上に課長会等で指示を出すようにしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、副町長の役割について、お伺いします。

多くの町民から副町長はどんな仕事をしているのか、どんな役割があるのか、副町長の位置づけ、権限などよく分からないということを聞きます。そこで、規則等で副町長の職務権限を確認し、私たち議員も再認しておく必要がある思い、質問することになりました。

副町長は地方自治法第167条第1項に副市町村長は地方公共団体の長を補佐し、長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、補助機関である職員の担当する事務を監督する。また、同条第2項に市町村長の権限に属する事務のうち委任を受けたものについて、その事務を執行すると規定されています。内閣総理大臣の諮問機関である地方制度審査会の答申を受け、平成18年に地方自治法の改正が行われ、助役の権限の強化、明確化を目的として助役を廃して副市長村長が設置されました。

事務決裁規程によると副町長の専決事項は、町民の陳情及び要望の聴取及びその処理、情報セキュリティインシデントの処理や職員の勤務状況に関する事項、県外出張命令及び復命の受理や課長級職員の休暇の承認。財務に関する事項は、条件付寄附や1件30万円を超え130万円以内の支出負担行為、契約行為のことでありますが、定められています。地方自治法の改正により、町長に代わって業務の検討や政策の企画立案、町長の判断が不要な議案もしくは町長の委任を受けた事案について、決定や処理を行うことも出来ます。

副町長は、町長のお考えを共に推進する役目ですが、町長も間違ふことがあり、その間違いを修正、助言することが必要であると思います。コロナ禍の各課長からの相談、問題解決に対して、どのように判断して、どのように町長に助言しているのか、副町長のお考えをお伺いします。

副町長（秋山 俊次）

お早うございます。

中野議員の副町長の役割のご質問について答弁させていただきます。

副町長としての役割につきましては、議員のご質問にもございますように地方自治法の規定に基づき、町長を補佐し、町長の命を受け政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督するとともに町長の権限に属する事務の一部について委任を受けて執行することなどとされております。

これらの職務の遂行に当たりましては、町民の皆様のニーズや社会情勢の変化を踏まえた町政運営が行えるよう情報収集に努め、組織全体や各課が効率的かつ円滑に業務を実施出来るよう監督するとともに町長から指示のあった政策や事案について検討し、各課長などからの相談に応じて問題解決に向けて協議、調整を行っていくことなどであると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済情勢が大きく変動する中で、町長に的確なご判断を頂けるよう、町長への協議、報告を密にするとともに必要に応じて、これまでの行政経験を踏まえて助言を行ってまいりたいと考えております。

私自身、力不足で至らない点があると存じますが、誠心誠意職務に取り組んでまいりますので、ご理解頂きますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の最後にベクトルの話をさせてもらいます。

職員個々の方向性というかベクトルが、このようにばらばらの方向を向いていると組織というのは、まとまりのないものになります。成果が上がりません。また、職員一人一人の力がこのように反対の方向を向き引っ張り合いをしていると効果はゼロです。職員のベクトルは同じ方向に向いていると効果が2倍にも3倍にもなると思います。

今、町長、副町長より、温かく誠意ある答弁を頂きました。有難うございます。常日頃、今、答弁頂いたようなことを考えて頂いているんだと思いますが、いま一度、再認識頂いて、ご努力頂きますようお願い致します。有難うございました。

次に、2番目の質問の外国語指導助手、ALTの課題について質問します。

新しい学習指導要領では、外国語科等における目標として外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る資質、能力を育成することが掲げられています。また、平成28年度の中央教育審議会の答申では、外国語科の指導体制の改善の中で、児童・生徒が外国語指導助手、ALTなどの人材とのコミュニケーションを通じて標準的な英語音声に接し、正確な発音を習得すること及び英語で情報や自分の考えを述べるとともに相手の発話を聞いて理解するための機会が日常的に確保されることが重要であるとして、外国語でのコミュニケーション能力を伸ばす上で、児童・生徒が生きた外国語に触れる機会を積極的に活用すべきとしています。

一方、町長は施政方針の多様な交流の促進の中で、小・中学校の現場で国際交流につきましては、引き続き外国語指導助手、日本人英語指導員の協力を得ながら外国語に親しむ環境づくりの促進を図るとともに小学校においては今年度から外国語が教科化されたことから、今年度、これは実質上は昨年度ですから令和2年度と同様に、中学校の英語教員も加わりながら外国語活動を推進してまいりますと述べられている訳なんです。しかし実際は令和2年度末、昨年度末で中学校英語指導教員の小学校への派遣は終了しています。現在は行われていません。また、外国語指導助手は、人材派遣事業費により予算として年間約1,000万円ほどが計上されています。

そこで、多度津町における外国語教育の課題について、次の3点についてお伺いします。

まず1つ目として、多くの担任が英語の授業をすることに自信を持っていないのではないかということです。

現在、小学校教員のほとんどは、大学教職課程で英語の指導法を学んでいません。文科省は省令を改正し、2019年度から小学校教員の免許取得を目指す学生に英語の指導法に関する科目の単位取得を義務づけています。また、これまで実施学年が限られ、授業時間数も少なかったため、英語の授業をする機会が少なく、経験豊富な教員も少ない状況にありました。今後、授業時間の増加に伴う経験の蓄積や指導法を大学で学んだ教員の増加が予想されます。これによる課題の解消には、まだまだ時間がかかると思います。このため、早期から英語が得意な教員が多くのクラスを担当出来るようにし、より専門的で魅力的な授業を行っていくことが求められると思います。この点についての改善案をお伺いしたいと思います。

教育長（三木 信行）

中野議員のより専門的で魅力的な授業を行っていくための改善案についてのご質問

に答弁をさせていただきます。

小学校における英語の指導につきましては、現在、多度津小学校においては、中・高英語の免許を有する教員がセンター教員として3から6年生の全ての外国語の授業を担当しており、A L Tと連携をしながら子供にとって魅力的で、資質、能力の向上に繋がる授業に取り組んでいます。他の3小学校でも英語の免許を有する教員が一部のクラスの授業を担当したり、学級担任がA L Tの力を借りながら工夫した外国語の授業に取り組んだりしています。

次年度は、県教育委員会の施策により専科指導の時間が拡充されることとなっており、今以上に専科教員や英語の免許を有する教員による指導が進むものと考えられます。また、各校で行われる現職教育等で外国語の指導方法について研修を深め、全ての教員の英語の指導力を高めていくことで、より自信を持って授業をすることに繋がっていくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、外国語指導助手、A L Tと効果的なチームティーチング、これはT Tと言うんですが、担任が少ないのではないかとということで、外国語指導助手、A L Tは指導助手であり、単独で授業を行うことが出来ません。よって、担任とのチームティーチング、T Tで授業を進める必要があります。しかし、小学校には英語が苦手な教員が多いため、外国語指導助手、A L Tとコミュニケーションを図りながら授業を進めていくのが現状では難しいのではないのでしょうか。担任が授業全体をマネジメントし、児童の様子を見ながら外国語指導助手、A L Tを意図的に活用していくことで児童にとってより良い活動や学習となるため、効果的なチームティーチング、T Tが出来るように研修を行う必要があると考えます。この点について、改善案をお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員のA L Tとの効果的なチームティーチングに向けた研修を行うための改善案についてのご質問に答弁をさせていただきます。

このことにつきましても、各校で外国語の授業づくりについて意図的に現職教育の研究内容に位置づけ、多くの教員が指導力を高めていけるように取組を重ねていくことが大切です。それとともに実践的な授業研究をする中でA L Tも研修に加わり、効果的な指導方法を開発していくことも考えられます。このような取組によって、個々の教員の外国語の授業力向上が図れると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に3つ目の質問で、授業以外の場面で外国語指導助手、A L Tが効果的に活用されていないのではないかとということで、現状として外国語指導助手、A L Tのほとん

どの業務は授業で占められており、配置計画の時間を超えてチームティーチング、T Tの指導を行っている学校もあります。しかし、無理に授業を多くしてしまうと、それだけ準備や打合せの時間が必要になり、結果的に忙しく、効率的な活用が出来なくなってしまいます。外国語指導助手、A L Tの授業を無理に増やすのではなく、授業以外で子供と一緒に活動してもらい、授業で身につけた表現を使って真のコミュニケーションを図るアウトプットの機会を増やすことが求められています。この点についての改善案をお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の授業以外の場面でのA L Tの効果的な活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまでも給食の時間や休み時間、行事等の際にA L Tと関わり、アウトプットの機会が設けられてきました。しかしながら、本町の小学校で勤務しているA L T 2名は民間会社からの派遣であり、非常勤講師のような勤務形態となっており、多くを求めることは難しいと考えられます。そこで、現在行ってる授業の中で、アウトプットの機会を増やすことが効果的であると考えます。その際、新たに打合せの時間を取るのではなく、これまでも実施をしてきた時間の中で子供たちがコミュニケーションを楽しみながら積極的に英語を活用することが出来るよう、授業展開の工夫をしていくことが大切と考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

今、NHKの朝のドラマでカムカムエブリバディが放送されています。戦前、戦後と、こんな前から英語のラジオ放送があって、みんな馴染む機会があったんだなと思いました。今日は、主役の安子が、M a y I h e l p y o uから始まって、外国人と初めて会話をするっていう場面でした。子供は学校に行き、このドラマを見ることが出来ないと思います。私は毎日楽しみに見えています。朝ドラを見ている人は認知症にならないそうです。これは本にも出ています。朝ドラを見る人は認知症にならないという本があります。これは今の質問とは関係ないかも知れませんが。

新しい外国語教育は、今、始まったばかりです。多くの不安や迷いや課題がいっぱいあると思います。そういう中で、子供が主体となり、深い学びによるより良い外国語授業を目指して、今後も進めて頂きますようよろしくお願い致します。有難うございました。

次に、3つ目の質問に入ります。

地域活性化を目指したソーシャルメディアの活用についてということですが。

時代の流れによって情報発信の手段は多様化しており、今では誰もが手軽に情報発信をすることが出来ます。そんな情報発信のツールとして多く用いられているのがソー

シャルメディアです。多くの日本人は、ソーシャルメディアとSNSは同じものと考える人が多いのですが、実際は全く異なります。

ソーシャルメディアとは、インターネット上で発信された文字などの情報をそのソーシャルメディア利用者へ伝えることにより、その発信された情報について双方向のやり取りが出来るというものです。基本的には無料サービスで、双方向性があり、情報伝達がホームページより早い。このような利点がある反面、使い方を誤り印象を悪くする、さらには発信された情報により多方面に迷惑を掛けることもあります。代表的なものとしては、ヤフー知恵袋や口コミサイトの食べログ、そして日本ではSNSとして利用の多いツイッターやフェイスブックなどがあります。このようなブログや動画共有サービスなどをひっくるめてソーシャルメディアと言います。

しかし、使い方は運用の問題であり、情報伝達の面では優れた手段であると言えます。つまり、情報発信はアイデア1つで多くの可能性があります。その中でソーシャルメディアを利用していない方や利用出来ない方も多数います。このような方々への配慮も重要であり、従来のテレビ、ラジオ、広告、チラシを一層活用することが考えられます。

一方、行政に関する情報発信は自治体ホームページ上での発信、メールマガジン、広報の電子配信など様々な方法が利用されていると思います。また、町長や職員も個人的にソーシャルワークネットワーキングサービスなど様々なウェブメディアを利用されている方も多いと思います。汎用性の高い動画投稿サイトのユーチューブやインスタグラムでは、話題となる投稿は世界中で数百万の閲覧があり、それらをきっかけに本物を見に来るといった例もあるようです。もちろん、ただ景色を映して観光客が来るといった単純なものではなく、色々なアイデアがあって初めてそういう効果も起きる訳です。そういう楽しい話題となるような動画やアイデアを広く募集するといったことも必要ではないでしょうか。ソーシャルメディアとは異なるかも知れませんが、ある議会では無料の動画配信サービスと職員が電器店で購入した数万円の機材で議会中継を行っているそうです。中にはツイッター等ではたくさんのフォロワーが集まる人気の自治体のアカウントがある一方、発信の内容が批判をされ、いわゆる炎上といったことで自治体が厳しい批判を受けるようなこともあるようです。

そこで、町として情報発信について、ソーシャルメディアの活用をどのように考えているか、次の6点についてお伺いします。

まず1番目ですが、多度津町におけるソーシャルメディアの位置づけと運用は、行政として何に基づいて行われているかお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の多度津町におけるソーシャルメディアの位置づけと運用は行政として何に基づいて行われているかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、多くの方がツイッターやフェイスブック等を利用しており、ソーシャルメディ

アは社会的にも大きな影響力を持っています。ソーシャルメディアは、迅速な情報発信が可能であることに加え、利用者による情報の拡散が見込まれることやコストが低く抑えられることなどから、現在のコロナ禍においてその重要性が増していると思われれます。

本町におきましても町民の皆様へ情報を発信するとともに町民の皆様と行政を結ぶ重要な手段としてソーシャルメディアを有効に活用すべく、ツイッターやフェイスブック、ユーチューブといったSNSに公式アカウントを設けております。それらの利用に当たっては、発信する情報、セキュリティ上の注意点等、職員の遵守事項を令和3年3月に多度津町ソーシャルメディアサービス運用規定として定め、全職員に周知し、この規定に基づき運用を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に2つ目の質問ですが、伝えたい情報とその目的、対象などに応じて各種サービスの特性、役割分担をどのように整理して運用しているかお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の伝えたい情報とその目的、対象などに応じて各種サービスの特性、役割分担等をどのように整理して運用しているかのご質問に答弁をさせていただきます。

SNSにおける掲載情報につきましては、原則本町ホームページに掲載する情報に準じることとし、その他住民ニーズの高い情報や周知する必要のある情報について発信することとしております。情報の種類に応じたSNSの運用ルールについて明確なものはございませんが、各種イベントや事業、防災や防犯に関する情報や緊急情報の発信は、利用者が多いフェイスブックや緊急性のある情報をリアルタイムで流すことの出来るツールであるツイッターを利用しております。本町の魅力等のPRにつきましては、動画により体験を共有することができ、拡散されやすいユーチューブを利用することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に3つ目の質問ですけれども各種のソーシャルメディアを通じた発信について、実際に投稿を行う際の庁内でのプロセスはどのようになっているかお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の各種ソーシャルメディアを通じた発信について、実際に投稿を行う際の庁内でのプロセスはどのようになっているかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、多度津町ソーシャルメディアサービス運用規定のほか、多度津町公式SNS運用方針を定め、利用上の注意事項を本町ホームページに掲載しております。情報を発信する際には、各所属において職員複数の目で内容の確認を行い、所属長の決裁を得た上で発信するプロセスとなっております。



以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次、4つ目の質問ですが、ソーシャルメディアに投稿する際の留意事項や禁止事項を定めた統一ルールはありますか、お伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員のソーシャルメディアに投稿する際の留意事項や禁止事項を定めた統一ルールはありますかのご質問に答弁をさせていただきます。

先に答弁申し上げました多度津町ソーシャルメディアサービス運用規定や多度津町公式SNS運用方針にて、発信してはいけない情報や運用面での注意事項を規定し、リスクの回避を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次、5つ目の質問で、職員等が個人でSNSなどに投稿する際のガイドラインの策定や研修を通じた注意事項等の共有は行っていますか、お伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の職員等が個人でSNS等に投稿する際のガイドラインの策定や研修を通じた注意事項等の共有は行っているかのご質問に答弁をさせていただきます。

個人で行うSNS等への投稿は、職員等の私生活に関わるものですのでガイドラインなどは策定しておりませんが、本町におきましては綱紀の肅正通知により、勤務時間外といえどもその言動が公務員としての信用に大きな影響を与えることを再認識し、常に自覚して行動することを全職員に対し周知徹底しております。

また、新規採用職員を対象とした入庁時の研修において、町長公室にて作成しております職員ハンドブックを活用し、地方公務員法に規定された職員の義務、規律を遵守するよう指導しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の最後の質問になりますが、これまで複数の色んなソーシャルメディアを実際に運用してきた中で、今の課題をどのように認識しているか。また、今後もこのソーシャルメディアの活用をさらに進めていく、その可能性についてどのように考えているかお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

中野議員のソーシャルメディアの課題及びその可能性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問の趣旨からは少し外れるかも知れませんが、当課からは議員ご質問の題目にあります地域活性化を目的としたソーシャルメディアの活用について、所管事業の状況などを紹介させて頂き、答弁をさせていただきます。

現在、地域活性化を目的としたソーシャルメディアの活用につきましては、主にタウンプロモーション事業の推進組織である多度津町まねきねこ課が取り組んでおり、町は事務局としてその活動を後方支援している状況でございます。本町のタウンプロモーション事業では、町内外の20から40歳代の皆様をメインターゲットとして設定しておりますので、まねきねこ課ではこのターゲット層の人々が多く利用しているソーシャルメディアでもあるユーチューブ、フェイスブック、インスタグラム、ツイッターを活用した情報発信が行われております。一例をご紹介しますと、まねきねこ課が地元ケーブルテレビ局と共に作成している多度津クエストをケーブルテレビだけではなくユーチューブでも視聴出来るようにすることにより、本町を紹介する番組が人々の目に触れる機会の増加が図られております。

また、議員もおっしゃられておりますチラシや冊子など従来メディアでの情報発信につきましてもソーシャルメディアだけでは遡求出来ない方々に向けて行われており、これら情報発信の中には、まねきねこ課メンバーのアイデアや知恵が生かされていると考えているところでございます。

特に地域活性化を目的としたソーシャルメディアの活用につきましては、動画や記事の内容が共感を生んだり、話題性があるかどうかで反響の有無を左右致します。ただ、議員ご指摘のように両刃の剣のような面もございますので、町と致しましてはタウンプロモーションの担い手育成事業として実施しております情報発信に係るセミナーや実践機会の創出に繋がる取組を継続する中で、まねきねこ課メンバーなどのソーシャルメディア活動に関するスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

町長公室長（山内 剛）

中野議員のこれまで複数のソーシャルメディアを実際に運用してきた中で課題をどう認識しているか、また今後もソーシャルメディアの活用をさらに進めていくことについて、その可能性をどのように考えているかのご質問に答弁をさせていただきます。

ソーシャルメディアの運用に係る課題と致しましては、その利点を最大限に生かせるよう情報発信の頻度と鮮度を高めることや閲覧数向上のための周知啓発に努めることであると認識しております。今年度、本町公式ホームページをリニューアルすることとしており、記事作成の際、各種SNSと連携する機能の搭載を検討しております。また、高度化、多様化する閲覧者へのニーズへの対応や誰もが利用しやすくなるように利便性の向上を図り、本町が利用するソーシャルメディアの代表格であるホームページが充実したものとなるよう構築してまいります。

なお、今後の可能性につきましては、新たなSNSの出現や既存のもの機能追加がされる中、スマホの普及やデジタル化の進展により、SNSは人々の生活にさらに身近なものになっていくと思われまます。

本町と致しましては、各種SNSの情報発信ツールとしての利便性の向上のため、こ

れまで以上に調査や情報収集を行い、有益なものにつきましては導入の可能性などについて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございました。まだコロナは終わった訳じゃないんですけど、この後の地域の活性化のためには、ソーシャルワークの活用が不可欠であります。今、町長公室長の答弁でもございました、これまで以上に調査や情報収集を行っていうところの件のところでも、これは他の市町村の成功事例等も活用してっていう意味だと思いうんですけれども、そういうようなのを参考にしながら、戦略を立てて、より良いソーシャルネットワークに繋げて行って頂きますようお願い致します。

以上で、私の質問は終わります。有難うございました。